

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家講師等宿泊室利用規則

平成30年5月1日 制定
令和元年10月1日一部改正
令和7年8月1日一部改正

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）国立赤城青少年交流の家（以下「交流の家」という。）の特別講師棟、ゲストルーム及びゲストハウス宿泊室（以下「講師等宿泊室」という。）の利用に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(利用者の範囲)

第2条 講師等宿泊室を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 機構及び交流の家が主催する教育事業、研修、会議等において招聘した講師、委員等
- 二 機構役職員（業務宿泊）
- 三 独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則（平成18年4月1日規程第5-1号、以下「利用規則」という。）及び独立行政法人国立青少年教育振興機構国立赤城青少年交流の家利用細則（令和7年8月1日施行、以下「利用細則」という。）にて規定する利用者

(管理者等)

第3条 講師等宿泊室の管理運営に関する責任者は次長とする。また、講師等宿泊室に関する事務は、事業推進係が行うものとする。

(施設使用料)

第4条 第2条の三に規定する利用者は、利用規則第5条の規定に基づき、独立行政法人国立青少年教育振興機構施設使用料金等規程（平成18年4月1日規程第5-2号、以下「規程」という。）に定める施設使用料を負担するものとする。

2 規程第3条第4項に基づく講師等宿泊室に係る施設使用料の区分適用は別表のとおりとする。

(利用者の義務)

第5条 利用者は、利用細則に則り、講師等宿泊室をその用途以外の目的に利用し、又は利用を許可された者以外に利用させてはならない。

(損害賠償)

第6条 利用者は、故意又は重大な過失により施設設備、備品等を滅失又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。

別表（講師等宿泊室に係る施設使用料）

施設名	区分	施設使用料（1人）
特別講師棟	A	1, 630円
ゲストルーム	B	1, 220円
ゲストハウス	C	810円

※ 本表は、利用者1人1回についての料金である。

※ 上記施設使用料の他、規程第3条第3項の規定に基づき、同第3条第1項に規定されている施設使用料を別途徴収するものとする。

※ 区分は、規程第3条第4項（第5表）に基づく。